

「大阪市一般廃棄物処理基本計画[改定計画]（素案）」に対する
パブリック・コメントに寄せられた意見の要旨

項目	ご意見の要旨	本市の考え方
市民・事業者・行政の連携による取組	<p>ごみの減量が下げ止まっているということは、努力をしている人や協力的な家庭での減量が限界なのだと思う。行政も身近なところで何かしたり、意識の低い人たちへの啓発に取り組んでいただきたい。</p>	<p>ごみ減量の取組推進にあたっては、一般廃棄物処理基本計画【改定計画】（素案）（以下「素案」という。）では、各区役所と連携しながら、区ごとにごみ減量目標を設定し、地域の排出状況に応じたきめ細かな実効性のある啓発活動を行うこととしています。</p> <p>また、市民と連携・協働した取組として、市民団体などと連携してマイバッグ携帯を呼びかける「大阪エコバッグ運動」やごみゼロリーダーと連携したガレージセール開催、区民まつり等地域における各種イベントを通じた啓発などを実施することとしています。</p>
市民・事業者・行政の連携による取組	<p>大阪市役所や区役所、行政サイドの事が何も書いてないように思う。大阪が～家庭が～業者が～はありますが、行政はどうするのかも示して欲しい。</p>	<p>大阪市は事業者でもあり、「大阪市庁内環境管理計画」に基づき、庁内において環境に配慮した取組を推進しています。</p> <p>また、「大阪市環境基本計画推進連絡会」に設置している「ごみ減量推進分科会」を基盤に、「市役所事業系ごみ減量マニュアル」を活用し、大阪市職員の意識向上とより一層のごみ減量を推進するとともに、資源化可能物のリサイクル等に取り組んでいます。</p>
インバウンド対策	<p>観光客や民泊など外国人がたくさん来阪しており、そういった外国人に対するごみのルール啓発について書いて欲しい。調査もして欲しい。</p>	<p>素案においては、基本理念として、多様な主体の参画・連携を位置づけ、インバウンドなど地域外からの主体への啓発を進めることとしています。インバウンドに関連する施策としては、飲食店やホテル等と連携し、「食べ残し削減」の多言語メッセージカードの配布を行うことや、民泊施設から排出される廃棄物（ごみ）の排出状況の確認（調査）も併せて行っていくこととしています。</p>

項目	ご意見の要旨	本市の考え方
プラスチックごみ対策	<p>海洋プラスチックごみに関しては、近隣諸国から流れ着くごみを一番に言ってくれないと日本のごみが多いと勘違いされる。市民、子どもなどが勘違いしないようにアナウンスして欲しい。</p>	<p>海洋プラスチックごみについては、令和元年6月のG20大阪サミットにおいて、令和7年度までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減する世界共通のビジョン「大阪・ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有されるなど、日本のみならず、地球規模のごみ問題です。</p> <p>平成31年1月に大阪府と大阪市で実施した「おおさかプラスチックごみゼロ宣言」では、使い捨てプラスチック削減の推進など海洋の汚染の防止に率先して取り組むことを通じて国際社会に貢献するとしています。</p> <p>ご指摘の近隣諸国の海洋プラスチックごみに関しては、大阪に存在する唯一の国連機関である国連環境計画国際環境技術センター(UNEP-IETC)と連携し、大阪のプラスチックごみ削減の取組に加えてプラスチックごみによる海洋汚染の問題について、国際会議等において国内外に啓発を行っているところです。</p>
プラスチックごみ対策	<p>ペットボトル、プラスチックを無くすという方針なら、行政施設の中に設置されているペットボトルの自販機や役所内の店舗からペットボトルやプラスチックを排除すべきだと思います。</p>	<p>行政施設内の取組については、市役所内の店舗に対して、プラスチックごみ削減の取組の働きかけを行なうほか、職員に対しても市役所の会議等でペットボトルなどプラスチック製品を使用しないことを全職員に求める等の取組を実施しております。</p> <p>その他「プラスチックごみ削減目標」達成に向けた取組として、急な買い物の時も含めてレジ袋を使用することのないよう、エコバッグを常に携帯する運動や、使用済ペットボトルを地域コミュニティと参画事業者が連携協働して回収する取組などを実施しています。</p>
リサイクルの促進	<p>資源集団回収活動に関して、支援金等があるため町会が活動の協力を強要してくる地域がある。また、町内会の活動だからと無断で持ち去る町内会住民もあり、注意すると非協力的だと言われる。収支報告も曖昧で、収入を何に使っているのか分らない。大阪市の事業という印籠でやりたい放題する人達に迷惑している者がいる点について考慮いただきたい。</p>	<p>資源集団回収活動は、地域の自主的な取組であることから、あらためて、その趣旨について、実施団体へ周知徹底してまいります。</p> <p>大阪市では、平成29年4月から古紙・衣類の持ち去り行為等を規制しており、本市が収集すべき場所において本市以外の者が収集を行うことを禁止しています。古紙・衣類の持ち去り行為を発見した場合は、お住いの区を担当する環境事業センターへご連絡をお願いします。</p> <p>※環境事業センター https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000009981.html</p>

項目	ご意見の要旨	本市の考え方
リサイクルの促進	市民が直接、資源の持ち込みを行える再生資源事業者の情報がホームページに掲載されていることを初めて知った。この情報について、さらなる周知を図っていただきたい。	市民の方が直接、資源の持ち込みを行える再生資源事業者の情報につきまして、ホームページの掲載場所を増やすなど、より一層の分かりやすい情報提供に努めてまいります。
リサイクルの促進	空きびんについて、別収集することで、再生原料としての品質向上や選別後残渣分の減量、選別業務委託料の低減などが期待され、ペットボトルの100%資源化の実現にもつながるのではないか。	現在、大阪市では、ご意見にあります空きびんの別収集は行っておりませんが、ご意見を踏まえ、空きびんの資源化向上について検討してまいります。
適正処理対策	大阪万博やカジノ誘致による一般廃棄物への影響を考慮していただきたい。	大阪・関西万博や、IR事業の詳細につきまして、今後検討されていくと考えられますが、法律や条例に基づき、ごみ減量の取組や一般廃棄物と産業廃棄物の適正区分、産業廃棄物の適正処理ルートでの処理を事業者等へ求めてまいります。
適正処理対策	個人事業主分など、本来、産業廃棄物としてまだまだ、法に反して一般廃棄物として処理されているので、対策を進めていただきたい。	大阪広域環境施設組合が実施する焼却工場における搬入物展開検査を活用し、収集業者や排出事業者に対して、個別に適正処理方法の啓発や指導を実施するとともに、事業系一般廃棄物排出実態調査結果に基づき、事業所への立入検査等を実施しています。 引き続き、一般廃棄物の適正処理に努めてまいります。
適正処理対策	展開検査に代わる立ち入り検査として、一般廃棄物収集運搬業者の積み込み現場への立ち入り検査や、搬入許可番号を表示した一般廃棄物収集運搬業者の収集運搬車について産業廃棄物中継基地への乗入や積み出しを禁止すること。また、積み下ろし場所や積み込み場所に監視カメラの設置を義務付けることを提案する。	貴重なご意見ありがとうございます。いただきましたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
経済的手法	家庭系ごみ収集の有料化やごみ処理手数料の見直し等経済的手法を用いた減量施策は、不法投棄につながるのを、止めていただきたい。	素案においては、家庭系ごみ収集の有料化やごみ処理手数料の見直し等経済的手法を用いた減量施策につきましては、今後のごみ減量の進捗状況を見極めながら、各種施策の効果検証とともに検討していくこととしています。

項目	ご意見の要旨	本市の考え方
経済的手法	<p>家庭系一般廃棄物の減量のため、ごみ袋を有料とした、指定有料ごみ袋制を導入すべきである。なお、指定にあたっては、温室効果ガスの排出削減、海洋ごみ対策の観点から、バイオマスプラスチックの配合率を25%以上とすることを提案する。</p>	<p>素案においては、ごみ減量施策としての経済的手法について、ごみ減量の進捗状況を見極めながら、各種施策の効果検証とともに検討していくこととしています。</p> <p>バイオマスプラスチックを配合したごみ袋の指定については、経済性や技術可能性、利便性などとの両立の観点も踏まえ、検討していく必要があると考えています。</p>
経済的手法	<p>事業系一般廃棄物減量の減量のためには、処理手数料の改定が有効であり、今後の処理原価の変動要因を見込んで原価の100%以上の負担を求めていくこと提案する。</p>	<p>素案においては、ごみ減量施策としての経済的手法について、ごみ減量の進捗状況を見極めながら、各種施策の効果検証とともに検討していくこととしています。</p>
まちの美化推進・路上喫煙対策	<p>もっとポイ捨て禁止条例など法的な施策についても書いてほしい（ぜんぜんなくならない）</p>	<p>ポイ捨て行為については、「大阪市空き缶等の投げ捨て等の防止に関する条例」に基づき、ポイ捨てを禁止し、美化意識の高揚に努めているところです。</p> <p>ご意見を踏まえ、素案「第3章8（5）アまちの美化推進」に「大阪市空き缶等の投げ捨て防止に関する条例」に基づく施策について追記します。</p>
まちの美化推進・路上喫煙対策	<p>飲物自動販売機の業者や飲食業者など販売事業者に、容器包装ごみの回収対策をしっかりとるよう条例も含め法的な施策について大阪市として国以上のものを考えて欲しい。（現状、町中にごみがあふれる原因となっている）</p>	<p>大阪市においては、「大阪市空き缶等の投げ捨て防止に関する条例」に基づき、事業者の責務として、商品の販売に際し、ポイ捨てについて市民等の意識啓発に努めるとともに、空き缶等の回収容器の設置に努めるよう規定し、まちの美化に努めているところです。</p>
まちの美化推進・路上喫煙対策	<p>地域のボランティア清掃をする際に、落ちているごみを分別することは、清掃活動の阻害になるので、配慮いただきたい。</p>	<p>ボランティア清掃で回収いただきましたごみにつきましては、分別していただかなくても、別途収集などさせていただくことが可能です。</p> <p>また、継続して実践する清掃ボランティアの方へは、その清掃を行うための、ほうきやちりとりなどの清掃用具を交付する制度もございますので、お近くの環境事業センターなどにご相談いただきますようお願いいたします。</p> <p>※環境事業センター https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000009981.html</p>

項目	ご意見の要旨	本市の考え方
まちの美化推進・路上喫煙対策	<p>大阪市全域で路上喫煙を禁止にし、努力義務ではなく、厳しい罰則適用のため、条例改正等を求める。</p>	<p>路上喫煙については、平成19年に「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」を施行し、禁止地区の違反者に対し罰則（過料1,000円）を適用しています。「禁止地区」の指定については、駅周辺や通行者数が比較的多い地域であること、PRや抑止効果が高い地域であることなどとともに、区の意見を踏まえ総合的に判断しております。</p> <p>今後とも、「禁止地区」の拡大等の取組を進めるとともに、情報発信や啓発に努めてまいります。</p>
その他意見	<p>ノーポイモデルゾーンの看板表記について、告示では「四ツ橋筋」である一方、設置された看板では「四つ橋筋」になっており、告示と一致していない。看板表記が正しいのであれば、「四ツ橋筋」を「四つ橋筋」に訂正しますとの告示文を公報に登載すべきである。</p>	<p>看板表記について、確認のうえ、必要に応じて修正等を行います。</p>